

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託基本仕様書

1 目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算が一本化され、仕組みが変更されたことから、県内の障害福祉サービス事業者等に対し、新加算の理解促進や加算取得のための助言を行い、職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の概要

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算に関する説明会の開催

下記の項目により説明会を開催すること。

内 容：①令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う新たな福祉・介護職員等処遇改善加算の内容・仕組み

②上位区分の取得方法

③個別相談会の案内

※上記説明にかかる資料を作成すること。

開催方法：オンライン（Zoom 又は Microsoft Teams 等、事業者が参加しやすいツールを活用すること。）

参加人数：最低100名程度に対応できる体制を整えること。

開催回数：1回以上（2～3時間程度を想定）

開催時期：下記スケジュール参照

参加方法：事前申し込み制とし、応募フォーム等を活用して申込者の取りまとめを行うこと。なお、説明資料については、電子メールにて事前に送付すること。

周知方法：説明会のチラシデータ（PDF）を作成すること。

※チラシを活用した周知については県が行う。

その他：・説明会終了後に参加者からの相談や質問に対応する時間を設けること。（個別に対応できる体制を整えること。）

・説明会終了後に加算の取得状況や説明会への意見等にかかるアンケート調査を行うこと（アンケート内容は県が作成する）。

(2) 障害福祉サービス事業者等に対する個別相談会の開催

内 容：事業者からの相談に対して、福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分取得に必要な助言等を行う。助言等については、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家に当たらせるものとする。

※上記説明にかかる資料を作成すること。

開催方法：対面又はオンライン（Zoom 又は Microsoft Teams 等、事業者が参加しやすいツールを活用すること。）

※オンラインの場合、加算取得にかかる申請書類の確認等は適宜電子メール

を活用すること。

開催回数：18回以上（1者3回以上の相談を想定）

1回の相談時間は2～3時間程度を想定すること。

開催時期：下記スケジュールに基づき、申込者と日程調整を行うこと。

参加方法：事前申し込み制とし、応募フォーム等を活用して申込者の取りまとめを行うこと。

周知方法：上記（1）説明会のチラシに記載及び説明会内での案内。

4 事業実施スケジュール（予定）

令和7年8月下旬：契約締結

令和7年8～10月：事業内容の検討

令和7年10～11月：説明会の開催（1～2ヶ月前から周知・募集開始を想定）

令和7年11月～令和8年3月：個別説明会の開催

令和8年3月：業務完了

※現時点の予定であるため、詳細なスケジュールについては、契約締結後に改めて調整する。

5 成果品

（1）業務完了報告書 2部

（2）説明会や個別相談会の実施結果やアンケート調査の結果等を記載した実施報告書 2部

6 留意事項

（1）受託者は、業務上知り得た障害福祉サービス事業者及び個人の秘密は、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。

（2）受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

（3）この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。委託業務の実施については、委託者と打合せをしながら進めること。